

第5章

転換など保障内容の変更、 住所・名義などの変更

① 保障内容の変更

1. 保険金の増額(死亡保障に関する特約の中途付加など)	87
2. 保険金の減額	87
3. 医療・介護保障等の特約の中途付加	87
4. 特約の解約	87
5. 転換	88
6. 変換(他の保険への加入)	90

② 保険料負担の軽減・払込みの 中止と契約の継続

1. 払済保険への変更	91
2. 延長(定期)保険への変更	91
3. 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)	91
—積立部分からの保険料の振替—	

③ 住所や契約の名義などの変更

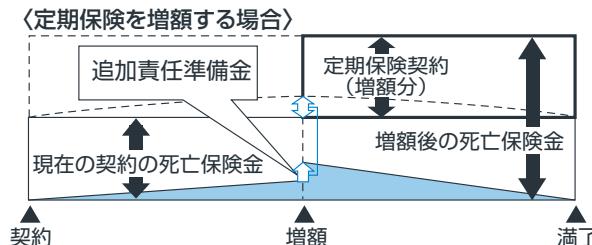
1. 住所変更	92
2. 名義変更	92
3. 払込方法の変更	92

第5章 転換など保障内容の変更、住所・名義などの変更

1 保障内容の変更

1. 保険金の増額(死亡保障に関する特約の中途付加など)

- 契約中に保険額を増やすことが可能です。告知(または診査)が必要となります。
- 増額を取り扱わない生命保険会社もあります。また生命保険商品によっては、特約の中途付加を利用できない場合があります。
- 追加責任準備金の払込みが必要な場合もあります。



保険金の増額、特約の中途付加はクーリング・オフの対象となりません。

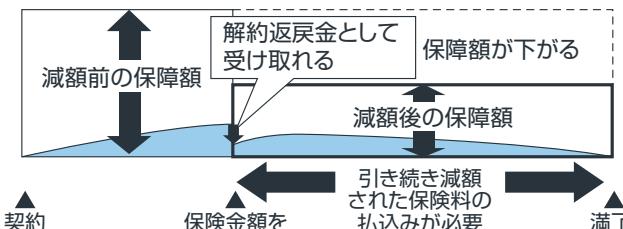
クーリング・オフ
参照 68ページ

追加責任準備金の払込みが必要になるのは、当初から増額後の保険額で契約したものとして取り扱う方式を採用している生命保険会社・商品の場合です。

責任準備金
参照 25ページ

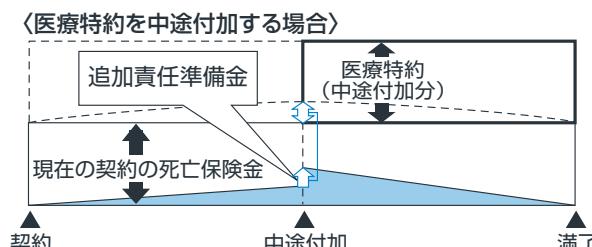
2. 保険金の減額

- 減額は保障の一部解約にあたり、いつでも保険金額を減額できます。ただし、保険料払込満了後は減額できない場合もあります。
- 減額した場合、各種特約の保険額が同時に減額される場合もあります。
- 生命保険会社、保険商品によっては最低の保険金額基準などを設定している場合があり、それを下回る減額は行えません。
- 減額した部分は解約したものとして取り扱われます。減額部分に対応する解約返戻金があれば、それを受け取れます。



3. 医療・介護保障等の特約の中途付加

- 契約中に特約の中途付加が可能です。告知(または診査)が必要となります。
- 特約の中途付加を取り扱わない生命保険会社もあります。また生命保険商品によっては、特約の中途付加を利用できない場合があります。
- 追加責任準備金の払込みが必要な場合もあります。



4. 特約の解約

- 付加している特約だけ解約する方法です。
- 複数の特約を付加している場合、生命保険会社や特約の種類によっては、他の特約も同時に解約しなければならない場合があります。
- 解約部分に対応する解約返戻金があれば、それを受け取れます。

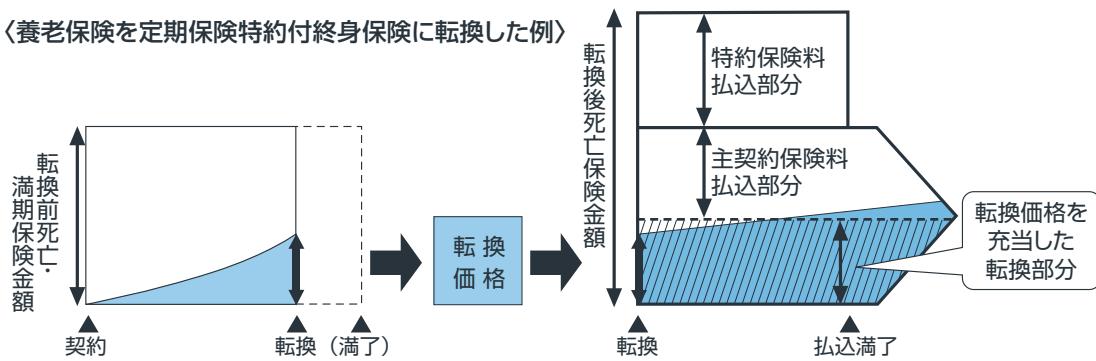
「転換」は今の契約を下取りにして新しい契約をするイメージです。

5. 転換

現在の契約の責任準備金や積立配当金の合計額を、所定の時期に転換価格として新しい契約の一部に充てる方法です。転換前契約は消滅しますが、新規に契約するよりは保険料負担は軽減されます。主契約と特約の組合せやそれぞれの保障額などを総合的に変更します。

〔下記の転換の例では、養老保険が消滅することによって満期保険金のない、一生涯死亡保障が続く契約となります。〕

〈養老保険を定期保険特約付終身保険に転換した例〉



- 転換に際して、告知(または診査)が必要です。
- 生命保険会社によっては、新しい生命保険の保険金額が元の契約の保険金額を下回らないこと(増額転換)などの基準を設けている場合があります。また、転換を取り扱わない生命保険会社・商品もあります。
- 契約を分割し一方を継続、もう一方を転換する取扱い(分割転換、一部転換などと呼ばれます)をする生命保険会社もあります。
- 転換時の年齢・保険料率により保険料を計算します。
- 転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合は、保険種類によっては保険料が引き上げとなることがあります。ただし保険料は予定利率だけでは決まらないため、予定利率が下がったからといって保険料が引き上げられるとは限りません。
- 転換後契約の第一回保険料充当金を、転換前契約の転換価格を活用して払い込むキャッシュレス転換を取り扱う生命保険会社もあります。この場合、第一回保険料充当金に相当する分だけ転換後の責任準備金が減少します。なお、キャッシュレス転換契約の責任開始期は通常の生命保険と同じです。
- 転換後の契約が成立しなかった、またはクーリングオフを利用した場合、転換前の契約に戻ります。分割転換の場合も原則として分割前契約に戻ります。
- 万一、増額転換の契約時に告知義務違反があった場合、転換はなかったものとして転換前契約に戻る、あるいは、増額部分のみ解除となります(保険金額を減額しての転換の場合、転換後契約のまま継続します)。
- 自殺免責期間の起算日は転換をした時点へと変更されます。また転換後契約で免責事由に該当した場合、転換はなかったものとして転換前契約に戻る取扱いをする生命保険会社と、その転換が増額転換だった場合は、転換前契約から保険金を支払い、減額転換だった場合は、転換後契約から保険金を支払う取扱いをする生命保険会社があります。
- 保険料の自動振替貸付もしくは契約者貸付または、未払保険料があるときは、転換価格から差し引いた上で充当し、受けていた貸付は精算されます。
- 分割転換を行った際の告知義務違反については、増額転換の場合は原則として解除されず転換前契約に戻ります。

予定利率の推移

参照 100ページ

予定利率等の基礎率

参照 95ページ

責任開始期

参照 65ページ

クーリングオフ

参照 67ページ

告知義務違反

参照 71ページ

免責事由

参照 115ページ

転換価格の充当方式

転換価格を転換後契約のどの部分に充当するかにより、いくつかの転換方式があります。転換方式によって払い込む保険料に差が生じます。

●基本転換方式

- 主契約のみに転換価格を充当する方式です。

●比例転換方式

- 主契約と特約の両方に転換価格を充当する方式です。

●転換価格を定期保険特約等に充当する方式

- 転換価格を定期保険特約等の特約部分に充当し、特約保険料の負担が軽減される方式です。

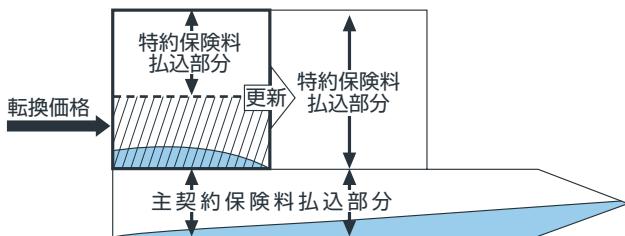
- 特約に充当された転換価格は特約部分の責任準備金となります。責任準備金は徐々に減少し、特約の満期時に消滅します(更新型の特約の場合は更新時に消滅します)。

- 更新型の特約の場合、転換から初回の更新までの期間に集中的に転換価格を活用するため、更新前の保険料負担の軽減効果が高い一方、更新後には保険料負担の軽減はありませんので、更新時に保険料が大きく増えます。

- 転換価格を充当できる特約は定期保険特約が一般的ですが、生命保険会社によってはそれ以外の特約に充当できる場合もあります。

●転換価格を10年など一定期間の保険料に充当する方式

- 主契約・特約にかかわらず、転換価格は一定期間の保険料に充てられるため、一定期間の保険料負担の軽減効果が高い一方、一定期間経過後は保険料負担の軽減効果はありません。



転換において、どの方式を取り扱うか、契約者が方式を選択できるかなど生命保険会社によって取扱いが異なります。

転換における生命保険会社の情報提供

転換の利用を勧める場合、生命保険会社は、転換以外の方法や転換した場合の新旧契約の内容比較など(詳細は次のとおり)について書かれた重要事項説明書面を交付する義務があります(保険業法施行規則第227条の2第3項9号など)。

その書面を受領した旨の確認(署名など)を求められますので、内容を理解・納得したうえで署名します。

①転換前、転換後の保険契約に関し、次の重要事項を対比し記載したもの

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ●基本となる保険金の名称と金額 | ●保険料(主契約・特約)およびその払込方法 |
| ●個別の特約名と特約保険金額・給付金額 | ●配当方式 |
| ●保険期間および保険料払込期間 | |
- ②転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合は、保険種類によっては保険料が引き上げとなる場合もあること(新旧の予定利率を明示している生命保険会社もある)
- ③転換以外に、現在の契約を継続したまま保障の内容を見直す方法がある事実およびその方法(追加契約、特約の中途付加など)

転換を利用する場合の重要事項説明書面

参照 54ページ

転換比較表

参照 170ページ

●保障内容を変える方法として解約のうえ、新たに契約する方法もあります。転換と比較した場合次のようになります

	転換	解約→新契約
利用できる会社	同じ生命保険会社でないと利用できない	どの生命保険会社でも利用できる
保険金額の制限	現在の契約よりも転換後契約の保険金額が少ない場合、利用できない場合がある	自由に契約申込みができる
告知義務違反により解除された場合	転換前の契約に戻る、あるいは、増額部分を解除（ただし、減額転換の場合は転換前の契約に戻らず、転換後契約のまま継続する）	新たな契約は解除される（解約した契約は元に戻せない）
転換価格、受取額	転換前契約の責任準備金と積立配当金を合わせたものが転換価格となり、転換後契約に充当される	解約した契約の解約返戻金を受け取つて契約は消滅する
特別配当	転換前契約の特別配当を受け取る権利が、転換後契約に引き継がれる	解約した契約の特別配当を受け取る権利は新契約に引き継がれない

乗換募集について

- 保険業法第300条1項4号では、契約者等に対して、不利益となるべき事実を告げずに既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させることをしてはならないと規定しています。
- 乗換募集そのものが禁止されているのではなく、「不利益な事実を告げずに」募集を行うことを禁じる趣旨です。
- 生命保険協会の「注意喚起情報作成ガイドライン」では、「特に法令等で注意喚起することとされている事項」の1つとして、乗換について、「解約返戻金が払込保険料の合計額より少なくなる場合があること等」を挙げています。
- これらの趣旨を踏まえ、契約の申込時に交付される「注意喚起情報」には乗換えによる契約締結時の留意点が記載されています。

6. 変換（他の保険への加入）

所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらず、現在の契約（主契約・特約）の全部または一部を所定の保険種類に変えることができる制度のことです。生命保険会社によっては、「変換」「他の保険への加入」という名称で取り扱っています。

＜定期保険を終身保険に変換した例＞



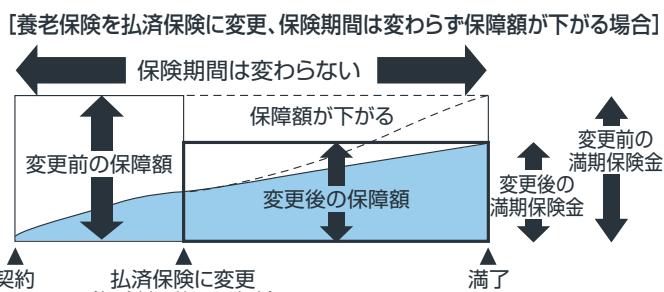
※変換前の契約は解約されたものとします。

- 変換制度を利用するには、契約が責任開始日から2年以上経過していること、変換日から保険期間満了日まで所定の期間（通常2年）以上あること、変換日における被保険者の年齢が所定の年齢以下であること等の要件を満たす必要があります。
- 払済保険や延長（定期）保険の場合、取り扱うことが出来ません。
- 変換後の保険金限度額は、「変換前の死亡保険金」から「変換日における解約返戻金相当額」を差し引いた金額が保険金限度額になる等制限があります。
- 身体の健康状態についての告知は不要です。
- 変換時の年齢・保険料率により保険料を計算します。
- 変換前の契約は解約されたものとして取り扱うため、解約返戻金があればそれを受け取れます。
- 変換手続き後は、変換前契約に戻ることはできません。

②保険料負担の軽減・払込みの中止と契約の継続

1. 払済保険への変更

- 保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、保険期間をそのままにした保障額の少ない保険に変更することです。
- 元の契約の特約は消滅します。
- 解約返戻金が少ない場合、変更できないことがあります。また、生命保険会社や保険の種類によっては、利用できない場合があります。
- 元の契約が特別条件付の場合には利用できません。
- 生命保険会社によって異なりますが、払済保険に変更後一定期間(一般的に2~3年)内であれば、変更前の契約に戻せる場合があります(「復旧」といいます)。

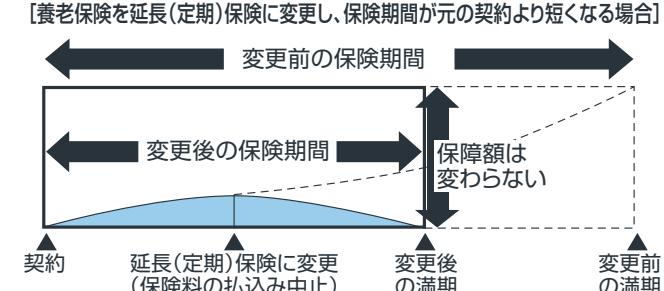


払済保険への変更後も、予定利率は契約時と変わりません。

特別条件
参照 63ページ

2. 延長(定期)保険への変更

- 保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、死亡保障のみの定期保険に変更することです。
- 死亡保険金は元の保険の保険金と同額ですが、保険期間が短くなることがあります。
- 定期保険に変わるので満期保険金はありません。ただし、保険期間が変更前の満期まで続く場合、満期時に生存保険金が受け取れる場合もあります。
- 元の契約の特約は消滅します。
- 解約返戻金が少ない場合、変更できないことがあります。また、生命保険会社や保険の種類によっては、利用できない場合があります。
- 元の契約が特別条件付の場合には利用できません。
- 生命保険会社によって異なりますが、延長(定期)保険に変更後一定期間(一般的に2~3年)内であれば、変更前の契約に戻せる場合があります(「復旧」といいます)。



延長(定期)保険への変更後も、予定利率は契約時と変わりません。

保険期間の短縮の有無、生存給付金の有無は、この保険に変更する時点での解約返戻金額などによります。

3. 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険) —積立部分からの保険料の振替—

- 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)の場合、保険料を積み立ててある積立部分から特約部分などの保険料を振り替えることも可能です。生命保険会社に申し出る必要があります(申し出がなくとも保険料が口座などから引去りができない場合は、積立部分からの振替が行われます)。
- 積立部分が少額の場合、保険料の振替が行えず契約は失効します。また、保険料が振り替えられるたびに積立部分は減少します。

利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)

参照 29ページ

失効に関する契約者
宛通知
参照 81ページ

ここでも保険の契約者
変更の場合は、改めて
契約者の告知が必要
になります。

参照 34ページ

契約者変更・受取人変
更のほか、指定代理請求
人、家族登録制度の
登録者などを必要に
応じて変更することも
考えられます。

保険金等を受け取る
ときの課税関係
参照 139ページ

死亡保険金受取人が
死亡した後、受取人変
更しないうちに被保険
者が死亡した場合
参照 133ページ

受取人の変更が支払
事由発生前に限られる
のは、支払事由の発生
により受取人の固有の
権利が確定するため
です。

保険料の払込方法
参照 77ページ

③ 住所や契約の名義などの変更

1. 住所変更

生命保険会社の窓口(コールセンターなど)または営業職員・代理店に住所が変わったことを申し出る必要があります(インターネットで契約者本人が手続きを行える生命保険会社もあります)。失効に関する契約者宛通知など、生命保険会社は契約者に書面の郵送によって案内をすることが一般的ですので、住所変更手続きを行わないと、生命保険会社が発信する重要な通知が届かないことになります。

2. 名義変更

① 契約者変更

契約者は契約上の一切の権利義務を第三者に変更することができます。任意の契約者変更以外でも、契約者の死亡を理由とした契約者変更もあります。変更にあたっては、被保険者の同意と生命保険会社の承諾が必要です。

また契約者を変更することによって保険金等を受け取るときの課税関係が変わります。

② 受取人変更

契約者は原則として保険期間中であれば保険金受取人を変更することができます。

ただし、死亡保険金の支払事由が発生したあとなどは、変更できません。受取人が被保険者より先に死亡し、受取人を変更する前に死亡保険金の支払事由が生じた場合、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人になります。そのため、死亡保険金受取人を変更しないまま被保険者が死亡してしまうと、利害関係が複雑になることがあります。「誰が受取人になるのか」といった相談も寄せられます。受取人が死亡したら、すみやかに受取人変更をしておくことが大切です。

受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得て、生命保険会社へ通知が必要です。

2010(平成22)年4月以降に締結した契約については、遺言による死亡保険金受取人の変更も可能です(保険法第44、73条)。約款には「法律上有効な遺言により」と明記されており、受取人を変更するためには公正証書など一定の書式が必要となります。また、どの契約の受取人を変更したいか意思が明確となるよう、証券番号を明記するなどの対応をとることが考えられます。

③ 改姓など

結婚や離婚で改姓したときは、すみやかに生命保険会社の窓口(コールセンターなど)または営業職員・代理店に申し出る必要があります。改姓の手続きをしないまま、万一、保険金等の受取手続きをすることになった場合には、本人確認のための戸籍謄本や印鑑証明などの必要書類が増える場合があります。

3. 払込方法の変更

保険料の払込方法は、保険種類ごとの取扱範囲内で変更することができます。例えば、月払・半年払・年払の相互間、集金扱と口座振替扱との相互間で変更するなどです。給与天引を用いる「団体扱」を選択していた契約者が勤務先を退職した場合などは、払込方法の変更が必要です。

変更する場合は、営業職員・代理店か生命保険会社に申し出る必要があります。払込方法を変更することにより保険料が変わることもあります。

※インターネットで所定の手続きができる生命保険会社もあります。

※手続きの際に必要な書類などは、生命保険会社に問い合わせる必要があります。